



防犯カメラ設置費用 の一部を助成します！



令和8年度 山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金

<p>補助対象 防犯カメラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民の身近で起きる犯罪（住宅対象侵入窃盗、乗物盗、車上ねらいなど）や地域住民が不安に感じる事案（子供・女性に対する声掛け事案など）の発生を抑止する目的で設置されるカメラ ◆ 特定の場所に継続的に設置して、道路、公園等不特定多数の者が利用する場所を撮影し、録画機能があるカメラ
<p>補助対象 経費</p>	<p style="text-align: center;">カメラ1台当たりを補助対象とします</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防犯カメラ及び録画装置や防犯カメラと一体として機能する機器購入費 ◆ 専用ポール、ケーブル等を含む防犯カメラの設置工事費 ◆ 防犯カメラの設置を示す看板等の購入費及び設置工事費 <p>※ リース料、地代、維持管理に要する費用(電気料、修繕料等)を除く</p>
<p>補助対象 団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山梨県内で地域の防犯活動に取り組む 自治会等の自治組織 <p style="text-align: center;">※市町村は対象外</p>
<p>補助率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 補助対象経費の2分の1以内 ただし、他の助成金等を活用する場合は、先に他の助成金等を充当し、自己負担額の2分の1以内 ◆ 補助金の額の上限は、カメラ1台につき30万円。 <p>※ 1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨て</p>



※ 詳しい内容は、山梨県警察ホームページ内「山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金」を御確認ください。

県警ホームページ
QRコード



問合せ先：山梨県警察本部 生活安全企画課
☎055-221-0110（内線3035）

補助金の申請から交付までの流れ

申請者（自治組織等）

山梨県警察本部（生活安全企画課）

事前相談

※電話、来庁など

検討

事前相談

※必要に応じて現地調査

【申請募集期間】

令和8年4月1日(水)から同年12月18日(金)まで

※予算がなくなり次第終了



申請書の作成

(補助金交付申請書)

【添付書類】

- ・事業計画書、見積書、写真、
図面など

申請書提出

申請書受理

- ・書面審査
- ・現地調査

※申請多数の場合、選考



交付決定通知書受理

交付決定通知

補助金交付決定

設置工事に着手



**設置完了
実績額の確定**



※令和9年2月19日(金)まで

報告書の作成

(事業実績報告書)

【添付書類】

- ・領収書、設置後の写真など

報告書提出

事業実績報告書受理

- ・書面審査
- ・現地確認



補助金確定通知書受理

確定通知

補助金交付額の決定

補助金交付請求書作成

請求書提出

補助金交付請求書受理



補助金の受取 ※年度内

補助金支払

補助金の支払手続

※必要に応じて管理状況等を確認します